

【藤崎町若者移住すまいづくり補助金に対する Q&A】

《申請》

Q：住宅建築着工前から申請はできますか？

A：申請期間内であれば、住宅完成前・転入前でも必要書類が揃えば申請できます。

Q：住宅が完成して転入してしまっても、申請はできますか？

A：申請期間内であれば申請は可能です。

Q：建築が遅れて実績報告までに完成しなかったため、翌年度にあらためて交付申請はできますか？

A：翌年度の4月1日以降に住宅完成・転入する場合は、前年度の申請を取り消して翌年度の申請が可能です。

Q：対象者は夫婦となっていますが、申請も夫婦の二人になりますか？

A：申請は夫婦どちらかが代表者となり申請してください。

《対象者》

Q：夫婦のどちらかが単身赴任で転入できない場合は、対象になりますか。

A：単身赴任等により転入できない場合は、住民課までお問合せください。

Q：補助金の交付を受けた後、夫婦のどちらかが単身赴任した場合は返還の対象になりますか？

A：単身赴任の場合は、家計を維持している事実や家族を扶養している事実などがあれば返還の必要はありません。

また、死別・離婚により単身世帯になっても返還の必要はありません。

Q：夫婦以外に子供や親と同居しますが、対象になりますか？

A：対象になります。ただし、登記名義は夫婦以外の方では対象になりません。

Q：町内会への加入が要件にありますが、加入の手続きや条件はどのようになっていますか？

A：各町内会の会長さんへ申し出て、町内会の詳細を確認してください。

《転入》

Q：住宅が完成する前にアパート等に転入した場合は対象になりますか？

A：平成29年4月1日以降の転入であれば、住宅完成後にアパートから転居しても対象になります。

Q：建築する前に転出し、再度転入してから住宅を建築することになりましたが、対象になりますか？

A：平成28年12月1日以降に藤崎町から転出して再転入する方は、対象になりません。

《住宅・土地の要件》

Q：敷地内に住宅と車庫や倉庫も建築しましたが、対象になりますか？

A：住宅の居住用面積が、住宅と同じ年度内に建築した建物の全体面積の2分の1以上で75㎡以上であれば対象になります。

Q：住宅の新築の月日がはっきりしないのですが、何の月日になりますか？

A：建物登記の「原因及びその日付」の欄で確認します。

Q：住宅の所有者が親も共有名義になっていますが、対象になりますか？

A：住宅の名義は、夫婦以外の方が所有者になっている場合は対象になりません。土地についても同じ取り扱いとなります。

Q：祖父が経営している不動産屋から住宅及び土地を購入しましたが対象になりますか？

A：夫婦の3親等以内の方やその方が代表となっている会社から住宅や土地を取得した場合は対象になりません。

Q：住宅の1階をアパート、2階を申請者の居住部分とする予定ですが対象になりますか？

A：申請者の居住部分の床面積が全体の1/2以上、全体の床面積が75㎡以上であれば対象になります。

Q：現在、親が住んでいる住宅を息子が結婚して増築した場合対象になりますか？

A：増築する部分が、住宅の各要件に合っていれば対象になります。

Q：親名義の土地に住宅を建築又は親から相続により所有した土地に住宅を建築する場合は、どうなりますか？

A：土地を購入以外で取得した場合は、住宅のみ取得した50万円の補助金となります。

Q：土地の購入が住宅建築の数年前に購入した場合は対象になりますか？

A：土地の購入については、申請前に購入していても対象になります。

《その他》

Q：必要書類で前年度分の納税証明書とありますが、前年度に何度か引越しをしている場合は、どこの納税証明書があればいいですか？

A：前年度中に住所があったそれぞれの市区町村の納税証明書又は滞納がないことを示す証明書を提出してください。

Q：藤崎町若者移住すまいづくり補助金を受けると、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、補助金の額として住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか？

A：控除する必要があります。住宅の取得等に関し交付を受ける補助金等として住宅の取得等の対価の額から藤崎町若者移住すまいづくり補助金の額を差し引く必要

があります。なお、住宅借入金等特別控除を受けない場合は、一時所得として申告する必要があります。

詳しくは黒石税務署（５２－４１１１）又は町税務課にご確認のうえ、申告してください。

Q：この補助金は来年度以降も継続されますか？

A：補助金の継続については、実施の有無が決まりしだいお知らせします。